

『獅子林漫筆』における諦忍律师の主張

川 口 高 風

『獅子林漫筆』における問答の内容

『獅子林漫筆』は俊鳳の『略述大乘戒義』に対し、某客より九ヶ所の質問に諦忍が答えたものである。しかし、『円戒琢磨決』と比較すると、すべての質問が同一箇所といふわけではない。『円戒琢磨決』ではなく、『獅子林漫筆』のみにある問答は「具足受戒」「色心戒体」「新学旧学」の項で、『円戒琢磨決』は、『略述大乘戒義』の構成順序に従つて諦忍の質問があるが、『獅子林漫筆』における客の質問は構成順序通りでない。また、『獅子林漫筆』と『円戒琢磨決』の合致する箇所は、『獅子林漫筆』の引用の方が短文であり、『円戒琢磨決』の方がより詳細な質問となつ

ている。しかも、『円戒琢磨決』は諦忍の『略述大乘戒義』に対する質問のみであるが、『獅子林漫筆』は諦忍の考えを答えとして主張しているところから、諦忍独自の考えが明確になる。そして客の質問に対し、「今案スルニ」の書き初めにより和文体で解答しているため、漢文体の『円戒琢磨決』より理解し易いものである。

そこで、『獅子林漫筆』における問答を通して諦忍の考え方をながめるため、構成順序に従つて『略述大乘戒義』と諦忍が引用している『略述大乘戒義』の本文、諦忍の答えを対照し要旨をながめてみよう。なお、要旨において『略述大乘戒義』は略、『円戒琢磨決』は④、『獅子林漫筆』は獅と略称した。

『獅子林漫筆』における諦忍律师の主張（川口）

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

順序の

『略述大乗戒義』

諦忍の略の引用文

諦忍の答え

言ハ八戒五戒十戒毀禁者。即是菩薩七衆。五八十。五六十具戒也。若不爾。則不可下次約。大乘一舉中七逆上。亦不可說同住。同僧利益。養。而共布薩。一衆說戒矣。應知。此中八戒者。菩薩八齋戒。五戒者。菩薩優婆塞。優婆夷戒。十戒者。菩薩沙弥尼戒。菩薩式叉六法。即是十戒。非更別得。式又六法。即是十戒中六。非更別得。六法。但重受教約。令持先受耳。又解。十法。但重受教約。令持先受耳。又解。十戒之言。總攝三十善十重。故云三十戒者。此指三十重四十八輕戒。八万威儀戒。即是菩薩比丘比丘尼戒。也瓔珞經云。復有二十心。謂十善法。五戒八戒十戒六波羅蜜戒者。即是菩薩七衆五八十具戒。也不可異解。戒。即是菩薩比丘比丘尼戒也。瓔珞經說。住前信想菩薩十心。復有三十心。謂十善法。五戒。八戒。六波羅蜜戒者。

即是菩薩七衆。五八十具戒也……

問按二天台戒疏。犯八戒五戒等文。云。大小乘皆有一者。似釈三。大小各有五八十具戒。又云。三。大乘。八戒。謂地持八具戒。又云。三。大乘。八戒。謂地持八重。而不釈。出五十具戒者。似顯三。大乘。

乃至問天台戒疏。犯八戒五戒等文。云。二。大乘。皆有一者。似釈三。大小各有五八十具戒。又云。三。大乘。八戒。謂地持八具戒。又云。三。大乘。八戒。謂地持八重。而不釈。出五十具戒者。似顯三。大乘。

1

言ハ八戒五戒毀禁者。即是菩薩七衆五八十。五六十具戒也。八戒者。菩薩八齋戒。五戒者。菩薩優婆塞。優婆夷戒。十戒者。菩薩沙弥尼戒。菩薩式叉六法。即是十戒。非更別得。六法。但重受教約。令持先受耳。又解。十戒之言。總攝三十善十重。故云三十戒者。此指三十重四十八輕戒。八万威儀戒。即是菩薩比丘比丘尼戒。也瓔珞經云。復有二十心。謂十善法。五戒八戒十戒六波羅蜜戒者。即是菩薩七衆五八十具戒。也不可異解。戒。即是菩薩比丘比丘尼戒也。瓔珞經說。住前信想菩薩十心。復有三十心。謂十善法。五戒。八戒。六波羅蜜戒者。即是菩薩七衆。五八十具戒也……

乃至問天台戒疏。犯八戒五戒等文。云。二。大乘。皆有一者。似釈三。大小各有五八十具戒。又云。三。大乘。八戒。謂地持八具戒。又云。三。大乘。八戒。謂地持八重。而不釈。出五十具戒者。似顯三。大乘。

乃至問天台戒疏。犯八戒五戒等文。云。二。大乘。皆有一者。似釈三。大小各有五八十具戒。又云。三。大乘。八戒。謂地持八具戒。又云。三。大乘。八戒。謂地持八重。而不釈。出五十具戒者。似顯三。大乘。

無キヲ八齋戒沙弥戒具足戒シラバ。若有ニ大乘シラハ五十八具戒如何ルハ不ルハ十具戒者。如何ルヤニモ明积モ耶。答天台既云ニ大小乘皆有一者即云ニ大小乘皆有者。即是大乘有五八十具戒之証也。然言ニ大乘有五八十具戒者。決是後人之語。非ス天台之語也。地持八重。以声聞戒。為前四重。天台何シヤ為ニ前四重。梵網八戒耶。義推台疏脱文不レ少。今闕ク八戒五戒十戒毀禁积文。是故後人旁注。大乘五八十具戒。如シ前已弁。天台豈不レ識シヤ之耶。応レ知。地持復誤混。本文耳。大乘五八十具戒。如シ大乘八戒。加謂地持八重五字。而後亦大乘八戒。加謂地持八重五字。而後亦復誤混。本文耳。大乘五八十具戒如前已弁。天台豈不レ識シヤ之耶。応レ知。地持八重之积。決非ス天台之語也。問按スルニ賢首戒疏。就犯八戒五戒等文。明大小各八重之积。決非ス天台之語也。問賢首戒疏就犯八戒五戒等文。明大小各有五八十具戒。余師亦非ス必無キニ其意。然震旦古德。唯立小乘七衆。不論大乘有五八十具戒。余師亦非ス必無キニ其意。然震旦古德。唯立小乘七衆。不論大乘七衆。者何乎。答震旦僧徒。不レ簡シ大小。多是習小助大之人。是故依小乘法。立七衆戒。以テ梵網戒。為通受法。非レ謂シ大乘法中。無シ七衆戒也。今則依西方清規。以立一向大乘。以故分三別。大乘七衆耳。已

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

沙弥戒具足戒。若有ニ五八十具戒如何ラハ不ルハ明积モ耶。答天台既云ニ大小乘皆有一者即是大乘有五八十具戒之証也。然言ニ大乘有五八十具戒者。決定後人之語。非ス天台之語也。地持八重。謂シ地持八重者。决定後人之語。非ス天台之語也。地持八重。以声聞戒。為前四重。天台何シヤ為ニ梵網八戒耶。義推台疏脱文不レ少。今闕ク文不レ少。今闕ク八戒五戒十戒毀禁积文。是故後人旁註。大乘八戒。加謂地持八重五字。而後亦復誤混。本文耳。大乘五八十具戒如前已弁。天台豈不レ識シヤ之耶。応レ知。地持八重之积。決非ス天台之語也。問賢首戒疏就犯八戒五戒等文。明大小各有五八十具戒。余師亦非ス必無キニ其意。然震旦古德。唯立小乘七衆。不論大乘七衆者何乎。答震旦僧徒。不レ簡シ大小。多是習小助大之人。是故依小乘法。立七衆戒。以テ梵網戒。為通受法。非レ謂シ大乘法中。無シ七衆戒也。今則依西方清規。以立一向大乘。以故分三別。大乘七衆耳。已

七衆一耳。

寺アリテ現ニ其法ヲ取行トヨナフ故ニ有アリトイ
ヘルハ尤允當セリ八戒ヲ地持ノ八重ト积
セラレタルモ更ニ怪シムヘキニ非スコレ
則チ大乘ニ八重ナキノ証ナリ瑞公サゾ残
念ニアルヘケレモ法ニ私ナキヲナレハ如
何カシトモスルヲナシ己カ胸臆ニ叶ハヌ故
ニ疏ニ難ナンヲ付タクテ天台ノ語ニ非スト排斥
スルハ強ヒビテ己ガ義ヲ押タク立ントスルノ
謀計マツケイナリ賢首积メ曰一犯八戒有リ二一
小乘八戒如ニ成実論ニ一菩薩八戒如ニ文殊
問經ニ一犯五戒有リ一小乘五戒如ニ小論ニ
二菩薩如ニ善生經ニ三犯十戒亦二二沙弥
十戒如レ律二菩薩十戒復二二如ニ此經十
無尽戒二文殊問經亦以テ沙弥十戒ニ為ス菩
薩戒ト四毀禁亦二一大比丘戒二菩薩戒已
此說甚タアリノマ、ナル妙解ナリ胸中ニ
一物ナキ故ニ更ニイリクミ聲牙ナルヲナシ大
凡ソ支那國ノ通法タトヒ南岳天台荊溪四
明ノ如キモ小乗法ニ依テ七衆ヲ建立シ毘
尼即大乘ノ眼マコトヲ以テ護持スルナリ習小助

ハナノ梵網戒ヲ以テハ七衆道俗男女非人
黄門鬼神畜生通受ノ法トス仍テ諍論アル
コナシ然ニ声聞ノ七衆ヲ棄テ別ニ大乗ノ
七衆ヲ立ントスレハ諍論サカニ起ル先
十重六八ヲ以テ七衆ニアテガフ時ハ七十
八十二成ル老比丘モ十五十六ニ成ル女子
モ同位ナリ又年来仏法ニ皈依メ十重六八
ヲ護持セシ優姿塞優婆夷ノ輩老年ニ及テ
家業ヲ子孫ニ譲リ出家剃染ノ後ハ何ノ戒
ヲカ受ンヤ。若又十重六八ヲ受バ元ノ在
家ト同シ此差別イカ、立ベキヤ仏法中ニ
承リ及ザル珍事ナル哉

ここは略の「菩薩七衆」におけるもので、四の18 19 20が該当する。最初に、大乗七衆建立についての諍忍の考えが述べられている。それは、インドにおいて、すでに大乗寺

があるからといつても、大乗七衆の語はない。中国は印度と遠く隔てており、教えも完全ではない。菩薩の八万威を捨てたところ前進した。そのため真諦は嘆き、菩薩の戒律は中国に縁なく悲しいものといつている。

その後、法藏はこの戒法を渴仰して菩薩の毘尼藏二十巻を集め、『戒疏』五巻を著わし解釈した。しかし、經典では大乗の七衆を立てていない。慧思、智顥は円頓戒の元祖うとした。しかし、南海で船に乗ろうとしたが、船は沈没

『獅子林漫筆』における諍忍律師の主張（川口）

初めて大乗の七衆を立てることを願つたが、南都の七大寺から、七衆が混乱することになるため許されなかつた。したがつて、最澄一生中には戒壇が成立せず、示寂の七日後、朝廷より戒壇の建立が許され、義真が初めて授戒会を行つた。勅許によるものの、南都寺院との法の議論は終つておらず、大乗七衆建立の義を密易に軽々しく考えてはいけないといふ。

次に、俊鳳と諦忍の意見の相違をあげてみよう。

一は、俊鳳が、六波羅蜜戒は大乗の比丘戒という。しかし、諦忍は俊鳳の料簡で、経に菩薩の比丘戒とは明確にいつていないと云う。

二は、俊鳳が、式叉摩那の六法は十戒中の六で、別に六法を得ることではない。ただし、重ねて教約を受け、先受を持せるのみというが、諦忍はこれも俊鳳の料簡で、仏説ではないといふ。

三は、俊鳳が、十重四十八輕八万威儀は菩薩の比丘比丘尼戒というが、これも承服し難く信受できないといふ。

四是、俊鳳が八戒を『地持經』の八重と解釈しているが、これは大乗に八重のないことを証しているものといえる。

俊鳳は自分の意見と合わないため、疏を批判して天台の語でなく後人の語として批判し、自分の意見を押立てた謀計といつてゐる。

五は、俊鳳がとりあげる賢首の『戒疏』における八戒五戒等の文は妙解であり、中国の天台、慧思、荊溪、四明らも小乗法によつて七衆を立て、毘尼は大乗の眼で護持しており、梵網戒によつて通受の法としているため争論することはないといふ。しかし、声聞の七衆を棄て、大乗の七衆を立てるならば、争論が盛んに起つる。例えば、十重四十八輕を七衆にあてると、老比丘も十五、六才の女子も同位となる。また、長く仏法に帰依して十重四十八輕を護持している優婆塞、優婆夷が老年になり、家業を子孫に譲つて出家したならば、何の戒を受けようか。もし、十重四十八輕を受けるならば、元の在家と同じになり、珍事になると諦忍は答えてゐるのである。

『略述大乘戒義』

諦忍の略の引用文

諦忍の答え

此中一言ニ比丘比丘尼者。梵網會上。總受二十重四十八輕之人也。所以何者。依四分律及大論。仏成道十二年後。漸制声聞五八十具戒。然仏說此經時。未赴鹿園。未度五比丘。則知今之所說比丘比丘尼。斯亦比丘比丘尼。決非声聞比丘比丘尼。斯亦總受二十重四十八輕。名比丘比丘尼之証也。

此中言ニ比丘比丘尼者。梵網會上。總受十重四十八輕之人也。所以者何。依四分律及大論。仏成道十二年後。漸制声聞五八十具戒。然仏說此經時。未赴鹿園。未度五比丘。則知今之所說比丘比丘尼。決非声聞比丘比丘尼。斯亦總受二十重

今案スルニ予カ梵網要解ニ此經ハ成道初七日ノ説ナリト決了セシ通リナレハ時坐ノ比丘比丘尼等ハ何レノ時カ出家シ何ン時カ受戒セラレシヤ袈裟ヲ染縫間モアルマジク鉢ヲ薰ズル間モサゾ鬧シカラント思ハル、ナリ受戒ハ夜中ニナルマジケルハサソ忿忿ニアリシナラント推察セラル。決ノ是非声聞ト決断セラル、上ハ定メテ慥ナル証文アルナラン。分明ニ聞マボシキ事ナリ予ハ一円承知セズ

○戒義ニ種々ノ比丘ヲ挙ラレンニ漏タル事アリ仍テ爰ニ開示ス律文ニ名字比丘相似。比丘自称比丘乞求比丘著割截衣比丘破結使比丘善來比丘受大戒白四如法成就得處比丘ナリ比丘ハ旧梵語新ニハ~~アモ~~ト云更問

『獅子林漫筆』における諦忍律师の主張（川口）

ここは略の「比丘名称」におけるもので、四の23に該当する。『梵網經』所説時についての問答で、俊鳳は、比丘比丘尼とは梵網会上において、十重四十八軽を總受する人という。それは『四分律』『大智度論』によれば、仏成道十二年後に声聞の五八十具戒を制するといい、『梵網經』を説いた時は、仏が鹿野園に赴かず、未だ五比丘に授戒していない時であった。そのため、この比丘比丘尼は声聞の比丘比丘尼でない。十重四十八軽を總受して比丘比丘尼と名

づける証明というのである。しかし、諦忍は自分の著作の『梵網經要解』に説いたように、『梵網經』は成道後初七日の説であるため、比丘比丘尼は何時出家し受戒したのか。俊鳳は決して声聞の比丘比丘尼でないと決断しているが、破かな証文があるのか承知できないという。略に種々の比丘をあげているが、漏れたものもある。律文には名字の比丘、相似の比丘、自称の比丘など多くあるが、比丘は旧訳で、新訳は~~何ぞ~~と答えている。

順序の 順序	『略述大乘戒義』	諦忍の略の引用文	諦忍の答え
3	雖立 ^ト 心法戒 ^ヲ 。而不 ^レ 妨 ^ガ 復立 ^{タルコトヲ} 二色法戒 ^ヲ 也	雖立 ^ト 心法戒 ^ヲ 而 ^モ 不 ^レ 妨 ^ガ 復立 ^{コトヲ} 二色法戒 ^ヲ 也	此戒体ニ就テ南都西大寺興正菩薩所述ノ 戒体秘訣一卷アリ其旨甚深未會有ナリ更 問
	『略述大乘戒義』	諦忍の略の引用文	諦忍の答え
	大乗法中 ^{ニハ} 受 ^ニ 持 ^{スルコト} 三聚十重四十八軽 ^ヲ 。	大乗法中 ^{ニハ} 受 ^ニ 持 ^{スル} 三聚十重四十八軽 ^者 。	今案スルニ爰ニ一男アリテ三聚十重六 八ヲ受 ^{カケ} バ則チ具足戒 ^ヲ 信男ト名ルヤ又一 名 ^テ 具足受戒 ^上

女アリテ三聚十重六八ヲ受^{ウタ}レバ則チ具足戒ノ信女ト名ルヤ釈迦法中ニハ遂ニ聞^{キ、ヲヨハ}及ザル事ナリ又諸人モ許スマジキナリ釈迦法中ノ常式ハ剃髪出家ノ後ニ沙弥戒ヲ護持シ年二十二満テ十六遮十三難ヲ吟味メ遮難無レハ登壇ノ二百五十戒ヲ受持スルヲ具足戒ノ大比丘ト称スルナリ例^{比丘尼モ亦是ニノ知ルヘシ}是予カ学テ知ル処ニメ三国受持スルノ具足戒ノ大比丘ト称スルナリ一轍ナリ

ここは略の「具足受戒」においてである。しかし、④にはとりあげられていない。具足受戒についての問答で、俊鳳は、大乗では三聚十重四十八輕の受持する者を具足受戒と名づける。それに対し諦忍は、例えばある男子が三聚十重四十八輕を受ければ、具足戒の信男というか。また、女子の場合も具足戒の信女というか。釈迦の教えでは聞いた

ことなく、諸人も認めないことである。釈迦の教えの常識では剃髪出家した後、沙弥戒を護持し、二十才になつて遮難がない場合に、登壇して二百五十戒を受持した人を具足戒の大比丘と称している。比丘尼も同様で、三国一轍のもとの答えている。

順序の 欄	『略述大乗戒義』	諦忍の略の引用文	諦忍の答え
	新学菩薩 ^{ムス} 必不 ^レ 可 ^レ 共 ^ニ 声聞乘人 ^{……}	菩薩 ^{ムス} 必不 ^レ 可 ^レ 共 ^ニ 声聞 ^一	今案スルニ往 ^{ソカミ} 時円光大師東山吉水ニ
	新学菩薩不 ^レ 応 ^ト 与 ^レ 彼同住 ^ニ 一寺 ^一 。同止 ^ニ 一房 ^一 ……	不 ^レ 応 ^ト 与 ^レ 彼同住 ^ニ 一寺 ^一 同止 ^中 一房上	住居ノ時至心ニ善導ノ釈義ヲ尊信ノ宗ヲ開キ玉ヘリ此旨感通アリテ一時導師來臨

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

財物不_レ交_ヘ。不_レ同_ニ修_行。不_ニ共_ニ語_セ。不_ニ共_ニ住_セ。

財物不_レ交_ヘ。不_ニ同_ニ修_行。不_ニ共_ニ語_セ。不_ニ共_ニ住_セ。

ここは略の「新学旧学」においてである。しかし、④にはとりあげられていない。新学の菩薩についての問答で、俊鳳は、新学の菩薩は必ず声聞乗の人と居してはいけない。また、一寺や一房に共住してもいけない。財物を交えたり、修行を行なったり、語説することも禁じている。しかし、諦忍は、法然が東山吉水に住居していた時、善導の釈義を

アリテ授法シ玉フ。ソノ後勝尾寺ニ屏居ノ時亦來臨アリテ清談_{ウシシタマサハ}移レ時剩_{マツナハ}影像ヲ妻戸ニ残シ玉ヘリ今ニ至テ儼然タリ天下悉ク渴仰ス予モ亦先年_{マノアタリ}親_{マツナハ}拝見_{マツナハ}ノ不_レ覺_{マツナハ}落涙シキ。然ルニ善導ハ小乘戒護持ノ人ナリ円光大師ハ大乘戒護持ノ人ナリ今此瑞公ノ_{イマシメ}誠ニ順_{シタガ}バ。善導ノ吉水へ來臨セルハ仏制ヲ破ル罪人ナリ。吉水ノ受法セラル、モ亦仏勅ヲ背ク罪人ナリ。己カ家ノ両祖ヲ達勅ノ罪人ニシ或ハ邪見外道惡人ニメ意ニ快_{ココロヨキカ}欵如何予ハ是等ノ語ヲ見テ三百ノ矛ヲ以テ心ヲ刺_{ムキ}ルガ如シ吁_{アハ}悲ヒ_{カク}

尊信して開宗したが、その時、感通して善導が出席し授法している。その後、勝尾寺に移つてからも善導が来臨したといわれ、その影像が残されている。諦忍も先年それを拝見したが、善導は小乘戒を護持した人で、法然は大乘戒を護持した人である。俊鳳の説によるならば、善導が法然の下に来臨したことは、仏制を犯すことになる。また、法然

の受法も仏勅に背くものとなる。両祖を違勅の罪人にし、
邪見外道の悪人とはどうしたことか。諦忍は俊鳳
の説を知り、心を刺される思いがして悲しいと嘆くのであ
る。

順序の 欄	『略述大乗戒義』	諦忍の略の引用文	諦忍の答え
	吉水開ニ非時食一。応レ有ニ二義一。一者由ニ作善有レ勝且放ニ止善一故…… 二者由ニ仏許ニ時食非時食一故…… 小乗法中尚有ニ此説一。況於下大乗法中若勝利現ニ遮罪一者上乎哉。	吉水開ニ非時食一応レ有ニ二義一一由ニ作善有レ勝且放ニ止善一故一由ニ仏許ニ時食非時食一故…… 小乗法中尚有ニ此説一況於下大乗法中若勝利現ニ遮罪一者上乎哉	今案スルニ在家ノ男女モ少シ後世ノ志ア ル輩ハ月ニ六日ノ八齋戒ヲ受持スル人現ニ世上ニコレアル事ナリ奇特千万尤隨喜 スルニ堪タリ然ニ円頓大戒ノ大比丘 <small>或ハ比丘尼</small> ト号メ三衣一鉢ヲ護持シ傳戒ノ和上トモ成者ガ公然トメ衆中ニ坐メ非時食ヲ食セ バ大ニ人ノ譏嫌ヲ招クヘシ無慚愧ノ甚シキナリ夫四十八軽ハ譏嫌ヲ將護センカ為ナリ苟モ譏嫌ヲ破ラバ護持ノ甲斐アルヘカラス深ク恐レ慎ムヘシ是理外ノ理ナリ荷法ニ志アラン人ハ急ニ眼ヲ著ズンバラヘカラス又吉水ノ引レタル發菩提心経ト云モノハ大藏中ニ無シ恐クハ藏外ノ偽經ナルヘシ証トスルニ足ラス又真諦ノ部執異論疏ニ引ル一偈モ如來一化大小乘ノ通制ヲ打破リタル説ナレハ大乗円頓ノ行

者ハ手ニモ取ヘカラス耳ニモ聞ハヘカラ
ス况ヤ信受奉行センヤ大乗ノ菩薩ハ二乘
ノ經典ハ邪見外道ヲ嫌ヒナガラ己ガ得方
ニナル事ハカヤウニ引証スルヲハ不埒千
万ナリ此一偈既ニ此書ヲ汚ス早ク刪リ捨
ベシ瑞公此邪見ノ偈ヲ此書ニ引載ノスル
ハ其意根正シカラズ破齋嗜ト見タリアレ
ナルカナ悲シムヘシ大凡ソ此一偈ハ印土
小乘部計ノ異執ナルヘシ印度ハ部執ノ異
論強盛ニメ常ニ大乗ト諍ヒ小僧ヲバ北狄
ニ売リ大人ヲバ殺害シ如來方便仮説ノ三
淨肉ヲ確執メ公然トシテ常ニ食スルノ旨
南山ノ感通伝ニ委ク記セリ西域記慈恩伝
等ニモ三淨肉ヲ食スルヲ往ニ記セリ是コレ
等ノ二乘外道ノ輩ノ邪言穢語何ソ引テ菩
薩ノ耳目ヲ汚シ正法ノ規式トスルニ足ラ
ンヤ若正法ノ準繩トメ破齋ヲ許サハ持齋
ノ人世ニ絶ヌベシ中古梅尾明惠上人アル
トキ風邪ニ犯サレ玉フ時医師勸テ毎朝美
酒一盞ヲ用ヒ玉ハソラ懇請ス上人堅ク

拒テ曰酒ハ諸戒ノ内ヨリ選ミ出サレテ仏門ノ大禁ナリ設ヒ之ヲ用ヒズノ命終ス尼堅ク破ルベカラス其上何ガナカコツケニノ破戒セントタリム若輩ノ僧徒ワガ没後ニモコレヲカコツケニメ山中宛然酒ノ道場ト成ヘシ旁以テ遠慮ナキニ非スト云云流石高徳ノ垂誠感激ニ堪タリ今亦是ニ例スルニ大乘ノ大比丘タル人破齋セバ其門徒一人モ持齋スルモノアルヘカラス是滅法ノ源ナリ仏法ノ不饒益ヲ惹ト云者ナリ恐ルヘキノ甚シ。往昔慈惠僧正睿山三千ノ貫首タリシ時帶剣ヲ開サレタリ是ヨリ今ニ至テ台徒常ニ帶刀スルヲニ成ヌ豈梵網ニ契ハンヤ澄憲聖覺妻ヲ帶シ説法ヲ以テ活命トス子孫相続メ其業ヲ伝フ之ニ倣テ吉水門下ニ持妻食肉以テ宗旨トスル者アリ今ニ至テハ倒瀾ノ勢ナリ殷鑑不レ遠苟モ正法久住ニ志アラン人ハ戦々兢ニトメ杞人ノ憂ヲ懷カズンバアルヘカラス

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

ここは略の「菩薩食法」におけるもので、④卷下の11に該当する。時食非時食についての問答で、俊鳳は、法然が非時食を開すことに二義あるという。一は、作善の方が止善より良い場合、二は、仏が時食非時食を開しているためという。小乗でこの説があるならば、大乗において利があり遜罪となる場合という。そこで諦忍は、在家の男女でも八斎戒を受持する人がいる。円頓大戒の比丘、比丘尼と号して三衣一鉢を護持し、伝戒の和上となる者が公然として非時食を行えば、俗人より譏られ、無慚愧の甚だしいものとなる。四十八軽戒は俗人より譏嫌されないことを護る戒である。もし、それを破るならば、四十八軽戒を護持する甲斐はない。また、法然が引用した『発菩提心經』⁽²⁾は大藏經ではなく、藏外の偽經で証文にならない。

真諦の『部執異論疏』に引く偈も、大小乗の通制を打破る説で、大乗圓頓行者は手にとらず、耳にも聞くものでない。大乗の菩薩は、二乗の經典を邪見外道と嫌いながら自分の都合で引証する不埒千万である。この一偈を早く刪り捨てるべきものという。俊鳳がこの偈を引用することは、意根が正しくなく、非時食を好む人と思われ、哀れで悲し

むべきものである。この一偈はインド小乗部の異執で、異論を出して大乗と争っていることは、道宣の『律相感通伝』に委しく記されている。また、『西域記』『慈恩傳』などにも記されているが、このような二乘外道の邪言穢語を引いて菩薩の耳目を汚し、正法の規式とするには足らないものである。

もし、正法の教えとして非時食を開すならば、持齋者は絶えてしまう。明恵は風邪に冒された時、医師より毎朝美酒を用いることを懇請された。しかし、明恵は堅く拒み、飲酒は仏門の大禁で、例え用いずに終命しても破戒すべきでないといっている。もし、飲酒したならば、それに託けて破戒し、明恵示寂後も、託けて飲酒するため、梅尾山は酒の道場となってしまう。したがって、酒は遠慮するといつており、さすがに明恵の垂誠は感激するものであった。

この例と同じように、大乗の比丘が非時食したならば、その門徒は誰も持齋しなくなってしまう。これは滅法の根源となる。昔、慈惠が比叡山、三千院の貫首であつた時、帶剣を許したため、それ以後、今日に至る迄天台の徒は常に帶刀することになった。これは『梵網經』の教えに合う

のか。また、澄憲は妻帯し説法を生業としていたため、子孫も相続して生業としている。これに倣つて、法然門下に持妻食肉を宗旨とする者が出てきて、今日に至つては、そ

れが盛んな勢いとなつてゐる。正法久住の志ある人は、犯した人の憂を懐かずにいられないと述べてゐる。

順序の 順序	『略述大乗戒義』	諦忍の略の引用文	諦忍の答え
7	仏著 ^{シハ} 金縷袈裟 ^一	仏或著 ^ニ 金襴衣 ^二 已	今案スルニ如來手 ^{テヅ} カラ迦葉ニ授テ弥勒ニ 伝ヘ玉フ袈裟ハ金襴ニ非ス糞掃納衣ナリ 此事ニ就テ予カ空華談叢ニ立レ理引レ証詳 ニ決 ^{ミル} ス往見ヘシ

ここは略の「形儀不定」におけるもので、④の39に該当する。俊鳳は、仏が金襴衣を著したといつてゐるが、諦忍は、仏が自ら迦葉に授け、弥勒へ伝えた袈裟とは金襴衣で

なく糞掃衣という。そして、『空華談叢』に詳しく述べておいたというのである。⁽³⁾

順序の 順序	『略述大乗戒義』	諦忍の略の引用文	諦忍の答え
8	敕修伝云。吉水一時告 ^テ 門人 ^ニ 云。雖 ^モ 遇 ^ニ 中川少將上人 ^一 。而唯 ^モ 傳 ^ヘ 聞 ^ク 。倫 ^ハ 蘭 ^ア 又 ^ハ 名目 ^一 耳。	敕修伝云吉水一時告 ^テ 門人 ^ニ 曰雖 ^レ 遇 ^ニ 中川少將上人 ^ニ 而唯 ^モ 傳 ^ヘ 聞 ^ク 。倫 ^ハ 蘭 ^ア 又 ^ハ 名目 ^一 耳已	今案スルニ叉ノ字謬レリ五部ノ律藏ニ皆遮 ^ム ノ字ニ作ル遂ニ叉ノ字ヲ用ル ^フ ナシ是傳ヲ編入ノ疎昧ナリ。唯波羅提木叉ノ時ハ叉ノ字ヲ用ル而已。又名目ト云モ非ナリ。波羅夷倫遮ハ戒法ノ名字ナル耳。名

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

目ニハ非ス。名目トハ五停心總相念処別
相念処輒頂忍世第一法ト云ガ如キ是ナ
リ

ここは^(略)の「円戒弘伝」におけるもので、^(四)卷下の14に該当する。俊鳳は『勅修法然上人行状絵図』に、ある時、法然が門人へ中川実範に遇つたが、ただ、偷蘭叉の名目を伝え聞いたのみといつてゐる。それに対して諦忍は、偷蘭叉の「叉」は誤りで、五部律藏はすべて「遮」となつてお

り、「叉」を用いているものはない。勅修伝を編集した人の誤りで、波羅提木叉のみ「叉」を用いる。また、名目というのも誤りで、戒法の名字であつて名目でない。名目は五法の第一法の名称であるという。

順序の ^(略)	『略述大乗戒義』	諦忍の ^(略) の引用文	諦忍の答え
9	依 ^{ルニ} 天台 ^ノ 意 ^ニ 。釈尊 ^{一化} 。所說 ^{教門} 。準 ^レ 義 ^ニ 推 ^{スルニ} 尋 ^{スルニ} 具 ^ニ 明 ^ス 四 ^教 。謂 ^レ 藏通別 ^円 。	依 ^{レバ} 天台 ^ノ 意 ^ニ 。釈尊 ^{一化} 所說 ^{教門} 。準 ^レ 義 ^ニ 推 ^{スルニ} 其 ^{レバ} 明 ^ス 四 ^教 。謂 ^レ 藏通別 ^円 。 _{ナリ} _{上已}	今案スルニ天台ハ四教ヲ立 ^{タテ} 。華嚴ハ五教ト立法相ハ三時教ト立真言ハ十住心ト立是皆人師ノ義立ノミ仏説ニハ非ス。天台ニ通別円ノ菩薩ヲ立テ強ク淺深ヲ論スレモ家限ノ法門ニノ他家用ヒヌナリ。密家ニハ此密教ハ法仏内証ノ祕談ナリトテ他家ハカマハヌナリ仍テ学者宜シク意ヲ得テ学行スヘシ強テ屈執スルヲ勿レ

ここは『鷗の「釈通疑難」におけるものである。④にも同項からの問答はあるが、『獅子林漫筆』とは異なつた箇所である。俊鳳は、天台によれば釈尊一代の教法を四教に分類し明らかにしている。それは、藏通別円である。それに対し諦忍は、天台は四教、華嚴は五教、法相は三時教、真言は十住心を立てて分類しているが、これはすべて智顕、法藏、窺基、空海らの祖師が立てたもので、仏説ではない。天台は通別円の菩薩を立て、強く教えるの浅深を論じているが、それは天台の法門であり、他家の人には用いていない。密家では、密教が法仏内証の秘談といつても他家は関係ない。したがって、仏教を学ぶ者は心得て学ぶべきもので、屈執することではないという。

『獅子林漫筆』を通してみた諦忍の考え方

以上、『略述大乗戒義』に対して、某客が指摘した九ヶ所における諦忍の考えをみてきたが、『獅子林漫筆』の最後に諦忍の結論が主張されている。それをあげると、
大凡ソ今此戒義ノ一書。古來立兼ル大乗七衆ノ義ヲ強テ
押立ント計ラルレニ理ニ通ゼヌ所多シ。先第一ニ瓊珞經

『獅子林漫筆』における諦忍律师の主張（川口）

二六波羅蜜戒トアルヲ具足戒ノ事ナリト云ルレニ古來遂ニ談ゼヌ。何ノ証拠モナキニモ唯是瑞公ノ妄説ナルノミ。不可ニ異解。ト禁制セラルレニ誰カ敢テ信受センヤ。又台疏ニ大乘八戒謂ニ地持八重。トアルヲ破斥セラルレニ現文分明ナル上ハ誰カ敢テ肯ハンヤ。如レ是無理無証ニ七衆ヲ立ントスレニ更ニ立ベカラス人ノ信受ナキヲ如何。例セハ戦国ノ諸将ノ倒レ東殺レ西天下ヲ計ントスレニ遂ニ叶ハザルカ如シ明曠ノ三衣加法受持ノ説ヲ加勢ニメ妄勢ヲ張ラントスレニ無勢ナレバ少在□□無ナルノミ。経文ニ比丘比丘尼トアルヲ天台ノ疏ニ十戒具戒也トアレ氏瑞公ハ是梵網会上新ニ受戒セル大乘ノ比丘比丘尼ト分明ニ決判セリ。前ニモ論スル通り此經ハ成道初七日ノ説ナレハ受戒ノ時節ナシ因テ信受セラレヌナリ。予熟惟ニ是他方世界ヨリ来ル影響ノ十戒具戒声ノ人ナルヘシ如レ是解シ得レバ甚タ妥帖ナリ兎角弥勒ノ出世ヲサツハリト事明マジキ義ヲサマクト意ヲ勞シ経文祖語ヲ会釈メ已ガ理ヲ張ントセラルレニ一ツモ立ベカラス無益ノ甚シキナリ。古人ハ睿山大諍論以後一向カマハヌハ平地生ニ風波。ヲ怖テナリ今瑞公張レ臂相論セラル、ハ

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

蟻アリ敵ノスル隆車ニナリ先年獅谷忍澄光明別伝纂註ニ此事ヲ言立ラレシ力比楠葉宗覚大乗円戒顕正論ヲ述メ破斥アリシニ因テ蚕ハヤク七零八落ニシ畢レリ今亦灰燼モヘグヒ然サントセラル比小兒ノ水掛論ナルベシ夫惟ニ天台大師ノ語ニ曰、止觀者高尚者モノハ高尚之鄙劣者モノハ鄙劣之ト今戒法モ亦如レ是大乘眼者アルモノハ大乘ニシ之小乘眼者モノハ小乘ニス之且ク殺生戒ノ如キ小乘人ノ殺生ト大乘人ノ殺生ト何ノ替目カアラン唯此法受持ノ人ノ意ニ依ノミ。戒無三大小二依ニ受者心期トハイカニモ尤ナルタナリ。若大乘円人ノ眼ヲ以テ見ルトキハ別教ノ戒モ通教ノ戒モ豈別ナランヤ同一仏乘円融無専言語道断心行処滅斯是ヲ絶待ノ妙戒ト云。元亨釈書三井寺慶祚伝云增賀有レ疾祚往而問レ之公病三諦中何患乎賀曰空諦無レ病中諦亦有亦無我所レ患仮諦耳。祚曰公之所レ観似ニ隔歴也即說ニ円融三諦及止觀病患境。賀聞垂涙病又尋愈ト。古人ハ既ニ如レ是眼前脚下円融非ルコナシ独リ戒法ニ於テ区ミトノ浪ニ大小ヲ諍論センヤ。是偏ヘニ円頓ヲ信スル志ノ浅キ故ナリ。若真実円頓ノ行人ナラバ拳足下足皆是道場著衣喫飯下屎放尿円融法界ニ非ルコナシ。今瑞公ガ如キハ無レ風起シラフ波強ク大小

ヲ隔壁シ是ヲ興法利生ト思ヒ不レ覺己カ家ノ両祖ヲシテ外道罪人ト作シムルニ至ル如レ是ノ書ハ早ク水火ニ投入シテ可ナリ人ノ耳目ニ触テ不饒益ヲ惹シムベカラズ可レ怖可レ怖

とあり、『略述大乘戒義』は大乗七衆の義を強く立証しようとしているが、理の通じない所の多い著作という。続いて俊鳳は、『瓔珞經』に六波羅蜜戒はあるが、これを具足戒としていることは何の証文もない。俊鳳の妄説と批判する。

次に、『天台疏』にいう大乗の八戒は『地持經』の八重とあることを破斥し、後人の語として無理無証に七衆を立ててているというが、立てない人の信受は何かという。経文にある比丘、比丘尼を『天台疏』に十戒具戒とあるところから、俊鳳は梵網会上において、新たに受戒する大乗の比丘、比丘尼と決めつけている。それに『梵網經』は、成道初七日の説であるため、受戒の時節はないと諦忍はいう。そして、経文祖語を会釈して自分の理を主張しようとしても無益であるともいう。

古人は、最澄による円頓戒についての論争後、それに関

わらなかつたことは平地に風波を起すことを怖れたためであつた。しかし、俊鳳は論争を起したわけで、先年に忍澄^(マツ)が『集成光明善導大師別伝纂註』においてこのことを主張したが、宗覺は『大乘円戒顯正論』を著わして破斥した。⁽⁴⁾灰燼を燃やすのと同じで、小児の水掛論と批判する。

天台大師は、止觀を高尚の者は高尚であり、鄙劣の者は鄙劣というが、戒法も同じで、大乗の眼の者は大乗であり、小乗の眼の者は小乗とみる。例えば殺生戒でも、小乗者の殺生と大乗者の殺生とでは何の変化があろうか。受持者の意志によるのみで、戒には大小乗なく、受者の心によるものである。もし、大乗円頓の眼でみたならば、別教の戒も通教の戒も藏教の戒も別ではない。同一仏乗の絶待の妙戒である。

『元亨釈書』の三井寺の慶祚伝に、慶祚と増賀の問答があるが、それをみても眼前脚下円融であり、戒法のみ大小乗と争論することは、円頓を信じる志が浅いものである。眞実円頓の行者ならば、すべて円融法界でないことはない。

俊鳳が大小乗を隔離し、小乗を興法利生と考えないのは、自分の家の両祖を外道罪人にするのと同じである。『略述

大乗戒義』は、早く水火に投じて人の耳目に触れない方が良く、怖るべき著作と厳しく批難している。このような厳しい批難は『円戒琢磨決』にみえない。それは、『円戒琢磨決』が諦忍自ら俊鳳に対して具体的に質問したものであつたからで、それに対し『獅子林漫筆』は、一般僧の某客に對して諦忍の考えを答えたものである。そのため平易な言葉によりながらも厳しい口調で、徹底的に『略述大乗戒義』を抹殺することを教示しているのである。

1 『梵網經要解』卷一に「此經ハ如來成道最初ニ説玉フ所ノ宝典ナリ」「予今案スルニ。此梵網經ハ菩提樹下ニシテ降魔成道スルヤ否即時ニ説玉ヘリ。是初七日ノ説ナリ」というとあるから、諦忍の『梵網經』説時の考えが明らかになる。

2 しかし、『發菩提心經』は天親造、羅什訳の『發菩提心經論』のことで、二卷十二品より成り、大乗思想に立脚して菩薩の發菩提心を中心とした修道思想が記されている。なお、『大正藏經』第三十二卷に所収している。

3 『空華談叢』には記されていない。しかし、諦忍には『迦葉伝衣非金襴辨』があり、詳しく述考している。なお、『合掌叉手本儀編』の附録に「迦葉伝衣考」があり、その要略が

『獅子林漫筆』における諦忍律师の主張（川口）

記されている。詳しくは、拙稿「迦葉伝衣非金襴辨」をめぐる論争」（昭和五十九年四月「愛知学院大学禅研究所紀要」第十二号）を参照されたい。

4 従来、宗覚の『大乗円戒顕正論』は天台系の円戒の主張に対する、南都系戒律の立場から論駁したものと紹介されているのみで、論駁した相手は明らかになっていなかつた。（『日本大藏經』解題下巻（大正十一年五月 日本大藏經編纂会）四四四頁、『仏書解説大辭典』第七巻（昭和八年十一月 大東出版社）一八〇頁『増補改訂日本大藏經』第九十八巻解題一（昭和五十二年七月 講談社）二二〇頁）しかし、諦忍による指摘から八事文庫蔵の『大乗円戒顕正論』（東山・十三・ス・三十一）をみると諦忍の書き入れがあり、表紙裏には、
此書者洛東獅子谷忍澄所著之善導大師別伝纂註中往々依睿山伝教所立演下レ仮ニ声聞七衆戒単依ニ梵網ニ成ニ七衆之旨ト是既僻見故宗覚作ニ此書ニ而大破ニ斥之ニ忍澄終不レ能レ答 尾城八事峯興正律寺

とある。また、宗覚の序の「濫大不肖之士」の横には「獅子谷忍澄ヲ指」と朱書きがあり、本文の「濫大曰」の横に「忍澄」、「顕正曰」の横に「宗覚」との墨書きも加えられている。この書き入れから『集成光明善導大師別伝纂註』をみると『濫大曰』の引用文が該当しており、これによつて『大乗円戒顕正論』の論駁した相手は、忍澂の『集成光明善導大師別伝纂註』であったことが明らかになつた。なお、忍澂と宗覚

（附記）本稿は、拙稿「諦忍律师と俊鳳妙瑞との論争」(上)（平成三年三月「愛知学院大学禅研究所紀要」第十八・十九合併号）の二章と三章の間に入るもので、『略述大乘

戒義』『円戒琢磨決』『獅子林漫筆』の資料的価値は先の拙稿で考察したため、ここでは省略した。